

## 佐渡市ひとり親家庭等在宅就業支援事業に係る企画提案募集要項

この要項は、「佐渡市ひとり親家庭等在宅就業支援事業」(以下「事業」という。)業務委託に係る企画提案及び契約の締結において留意すべき事項を記したものです。企画提案の参加者は、以下の事項を承知のうえ、応募書類の提出をお願いします。

### 1 事業の目的

ひとり親家庭等を取り巻く状況は、非正規雇用の増加による労働形態の変化や、景気低迷という社会背景の中で、正社員率が低下するなど不安定な就労状況と相まって収入の減少が進んでいます。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、ITを活用した在宅就業を実践し、家庭と仕事の両立が図られるよう在宅就業の拡大に向けた環境を整備することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図ります。

### 2 事業の実施方法

本事業は、事業の目的を十分に認識し、実施体制を整えた上で最も相応しい事業計画等を提出した者を公募型プロポーザル方式により適正な事業者として選定し、委託により実施します。

### 3 募集する事業の概要

委託業務名

佐渡市ひとり親家庭等在宅就業支援事業業務委託

委託期間

契約締結の日から平成25年5月31日まで

事業対象者及び予定人数

佐渡市内に居住する母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、障がい者及び高齢者(以下「ひとり親等」という。)とし、予定人数は20名とします。

事業の内容

「佐渡市ひとり親家庭等在宅就業支援事業業務仕様書」(以下「仕様書」という。)

(別添1)のとおり

委託予定額の上限額(消費税及び地方消費税を含む。)

79,000千円

なお、各年度の委託料の支払いは予算の範囲内で行うものとします。

### 4 応募者の資格等

法人その他の団体であって、仕様書の内容を熟知し、事業対象者の訓練業務、業務開拓及び業務の斡旋を一体的に実施することが可能であり、かつ次の要件をいずれも満たすこと。(以下の要件について、法人以外の団体にあってはその代表者に対して)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、佐渡市から入札参加資格を取り消されていないこと。

佐渡市から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。

市税等の滞納がないこと。

会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている法人等でないこと。

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行なう者でないこと。

共同提案

複数の団体がグループを構成して応募することも可能とします。なお、共同事業体での応募の場合は、次のすべての要件を満たしていること。

構成員のすべてが、上記の から の要件を満たしていること。

共同事業体の適切な名称を設定すること。

構成員の中から代表者を定めること。

共同事業体の構成委員が単独または他の共同事業体の構成員として本事業の事業提案に重複して参加する者でないこと。

## 5 応募書類

提出書類

佐渡市ひとり親家庭等在宅就業支援事業企画提案募集参加申込書（様式1）

共同事業体協定兼委任状（様式2） 共同提案を行う場合のみ

経営状況等調査表（様式3）

委託業務実績（様式4）

資格調書（様式5）

委託業務等に係る予定下請け（コンソーシアム）業務内容（様式6）

有資格者名簿（様式7）

使用印鑑届（様式8）

法人等の概要を説明したパンフレット等（既成のもの）

印鑑登録証明書原本 共同事業体の場合は委任を受けた代表企業等

登記簿謄本履歴事項全部証明書原本

共同事業体の場合は委任を受けた代表企業等

納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税に係るもの）

納税証明書（法人市町村民税、固定資産税及び事業所税に係るもの）

事業企画書・事業実施計画書（様式9）

経費見積書（任意様式）

以上を提案時提出資料とする。

辞退届（様式10）

質問票（様式11）

提出部数

2部（正本・副本）

留意事項

用紙の大きさについては、A4版で、縦使い・横書きとしてください。

提案者1者につき、申請は1件とします。

共同提案の場合は、構成員毎の上記、及びの書類を提出してください。

提出された書類に虚偽又は不正があった場合失格とします。

提出された書類内容は変更することができません。

提出された書類は返却しません。

応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式11)を提出してください。

応募に要する一切の経費は応募者が負担するものとします。

## 6 応募手続き及び選定方法

問合わせ先及び応募書類の提出先

〒952-1292 佐渡市千種 232

佐渡市社会福祉課(佐渡市役所本庁舎1階)

電話(0259)63-5113 FAX(0259)63-5121 電子mail:hitorioya-propo@city.sado.niigata.jp

募集スケジュール

説明会について

開催しませんので、質問のある方は、次のに従い質問をお寄せください。

応募に関する質問

【受付期間】平成24年1月18日(水)午後5時まで

【質問方法】質問票(様式12)により、電子メールによって質問してください。

また、着信した旨メールで返信しますので、一両日中に着信返答がない場合は電話で確認をお願いします。

【回答方法】個別に回答します。なお、一括回答が必要な内容については、平成24年1月19日(木)午後1時以降メールにより回答します。

応募書類の受付

【受付期間】平成23年12月22日(木)~平成24年1月23日(月)

平日午前8時30分~午後5時(休業日を除く。郵送の場合は必着)

【提出方法】郵送又は持参してください。

企画提案の審査

【審査月日】平成24年1月25日(水)

【審査場所】審査場所(佐渡市内)及び時間は、応募書類を提出した団体等へ別途通知します。

【審査方法】企画提案書をもとに内容のプレゼンテーションを受け、質疑及び審査を行い、本業務に適した最も優秀な提案を行った事業者を契約の相手方として決定します。なお、詳細については応募者に個別に通知します。

選定結果の通知

事業者選定後は、速やかに結果を電子メールにより通知します。なお、自己が選定されなかったことの説明を求める者は、上記の結果通知の翌日(翌日が休日の場

合は休日後から起算)から7日以内に文書によって申し出なければならない。

## 7 事業企画書・事業実施計画書の内容

事業企画書・事業実施計画書は、様式9に基づき作成するものとします。

用紙の大きさは原則A4版縦とします。

提案については、別添「佐渡市ひとり親家庭等在宅就業支援事業業務委託仕様書」の内容を踏まえて、次の項目に関する事業企画書及び事業実施計画書の内容を記載すること。

事業企画書表紙(自由様式とする)

事業企画書

事業実施計画書

### ア 業務開拓

業務開拓方針、想定業務、開拓方法(営業手段)等

### イ 参加者の能力開発

訓練プログラムの内容、具体的実施方法、到達度審査(項目・審査方法)、訓練環境の整備計画、募集方法、選考基準、選考実施方法等

### ウ 業務処理

業務処理システムの整備・運営方法、在宅就業者の支援体制、情報セキュリティ・個人情報保護対策等

業務スケジュール

事業の継続性

当該事業終了後の事業の継続に関する方針、実施体制、継続に要する経費等維持方法等

業務実施体制(予定従事者の構成、経歴、同種・類似業務実績)

事業実施計画書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

事業計画は考え方及び方針を文書で簡潔に記述すること。

文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能とします。

文字は注記等を除き原則として10.5ポイント程度以上の大きさとする。

## 8 選定基準概要

事業主旨の理解力及び訓練教育の実現性と効果測定手法

事業の実現性(事業実施計画・経費見積書の精度)及び継続性

教育訓練の具体性

委託候補者は、各選定委員の評価点の合計点が最も高い団体とします。

委託候補者との協議が整わなかった場合には、次点者と協議を行います。

応募が1団体のみの場合でも審査を行い、評価点の合計が配点の6割に満たないときは委託候補者としません。

## 9 契約に関する事項

契約締結の手続き

市は、事業計画等の選考の結果契約の相手方を決定したときは、契約を締結する。

事業内容は、契約の相手方が提出した事業企画書・事業実施計画書を基本とするが、当該業務の目的達成のために必要と認められる場合には、契約の相手方との協議により、事業内容を一部変更する場合があります。

#### 10 その他

応募によって生じる一切の経費は、応募者の負担とします。  
提出された一切の資料の返却は行わない。